

## 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案要綱

### 第一 目的

この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もつて海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とすること。

(第一条関係)

### 第二 定義

この法律において「海賊行為」とは、船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶を除く。）に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）又は我が国の領海若しくは内水において行う次のいずれかの行為をいうものとする。

- 1 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船

船を強取し、又はほしいままにその運航を支配する行為

2 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船舶内にある財物を強取し、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させる行為

3 第三者に対して財物の交付その他義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求するための人質にする目的で、航行中の他の船舶内にある者を略取する行為

4 強取され若しくはほしいままにその運航が支配された航行中の他の船舶内にある者又は航行中の他の船舶内において略取された者を人質にして、第三者に対し、財物の交付その他義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求する行為

5 1から4までのいずれかに係る海賊行為をする目的で、航行中の他の船舶に侵入し、又はこれを損壊する行為

6 1から4までのいずれかに係る海賊行為をする目的で、船舶を航行させて、航行中の他の船舶に著しく接近し、若しくはつきまとい、又はその進行を妨げる行為

7 1から4までのいずれかに係る海賊行為をする目的で、凶器を準備して船舶を航行させる行為

(第二条関係)

第三 海賊行為に関する罪

一 第二の1から4までのいずれかに係る海賊行為をした者は、無期又は五年以上の懲役に処するものとする。

二 一の罪(第二の4に係る海賊行為に係るものを除く。)の未遂は、罰するものとする。

三 第二の5又は6に係る海賊行為をした者は、五年以下の懲役に処するものとする。

四 第二の7に係る海賊行為をした者は、三年以下の懲役に処するものとする。ただし、一又は三の罪の実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除するものとする。

五 一又は二の罪を犯した者が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処するものとする。

六 五の罪の未遂は、罰するものとする。(第三条及び第四条関係)

第四 海上保安庁による海賊行為への対処

一 海賊行為への対処は、この法律、海上保安庁法その他の法令の定めるところにより、海上保安庁がこ

れに必要な措置を実施するものとする。

二 一の規定は、海上保安庁法第五条第十七号に規定する警察行政庁が関係法令の規定により海賊行為への対処に必要な措置を実施する権限を妨げるものと解してはならないものとする。

三 海上保安官又は海上保安官補は、海上保安庁法第二十条第一項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により武器を使用する場合のほか、現に行われている第三の三の罪に当たる海賊行為（第二の6に係るものに限る。）の制止に当たり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができるものとする。（第五条及び第六条関係）

## 第五 海賊対処行動

一 防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において海賊行為に対処するため必要な行動をとることを命ずることができるものとする。この場合においては、自衛隊法第八十二条の規定は、適用しないものとする。

二 防衛大臣は、一の承認を受けようとするときは、関係行政機関の長と協議して、次に掲げる事項について定めた対処要項を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないものとする。ただし、現に行われている海賊行為に対処するために急を要するときは、必要となる行動の概要を内閣総理大臣に通知すれば足りるものとする。

1 一の行動（以下「海賊対処行動」という。）の必要性

2 海賊対処行動を行う海上の区域

3 海賊対処行動を命ずる自衛隊の部隊の規模及び構成並びに装備並びに期間

4 その他海賊対処行動に関する重要事項

三 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、次に定める事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならないものとする。

1 一の承認をしたとき その旨及び二の1から4までに掲げる事項

2 海賊対処行動が終了したとき その結果

（第七条関係）

## 第六 海賊対処行動時の自衛隊の権限

一 海上保安庁法第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、海賊対処行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用するものとする。

二 警察官職務執行法第七条の規定及び第四の三の規定は、海賊対処行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用するものとする。

三 自衛隊法第八十九条第二項の規定は、二において準用する警察官職務執行法第七条及び二において準用する第四の三の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用するものとする。

(第八条関係)

#### 第七 我が国の法令の適用

第四から第六までに定めるところによる海賊行為への対処に関する日本国外における我が国の公務員の職務の執行及びこれを妨げる行為については、我が国の法令（罰則を含む。）を適用するものとする。

(第九条関係)

#### 第八 関係行政機関の協力

関係行政機関の長は、第一の目的を達成するため、海賊行為への対処に関し、海上保安庁長官及び防衛

大臣に協力するものとする事。

(第十条関係)

## 第九 国等の責務

一 国は、海賊行為による被害の防止を図るために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供に努めなければならないものとする事。

二 海上運送法第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者その他船舶の運航に係る者は、海賊行為による被害の防止に自ら努めるとともに、海賊行為に係る情報を国に適切に提供するように努めなければならないものとする事。

(第十一条関係)

## 第十 国際約束の誠実な履行等

この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならないものとする事。

(第十二条関係)

## 第十一 政令への委任

この法律に定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事

項は、政令で定めるものとする。

(第十三条関係)

## 第十二 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行すること。ただし、六の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の日後である場合におけるこの法律の施行の日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の規定の適用については、第三の一、五及び六の罪(第二の4に係る海賊行為に係るものに限る。)は同法第十三条第二項に規定する罪と、第三の一から三まで並びに第三の五及び六の罪は同法別表に掲げる罪とみなすこと。

(附則第二条関係)

三 第三の四のただし書の規定は、この法律の施行後に自首した者がその施行前にした行為についても、適用すること。

(附則第三条関係)



四 この法律の施行の際現に自衛隊法第八十二条の規定により行動を命ぜられている自衛隊の部隊の当該行動については、第五の一の後段の規定は、適用しないこと。  
(附則第四条関係)

五 自衛隊法について、所要の規定の改正を行うこと。  
(附則第五条関係)

六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律について、所要の規定の改正を行うこと。

(附則第六条関係)